

移住体験用住宅改修設計業務及び改修工事に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、移住体験用住宅改修設計業務及び改修工事に係る公募型プロポーザル方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この手順において、公募型プロポーザル方式とは、あらかじめ定めた条件より移住体験用住宅改修設計の提案書の提出を受け、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で当該提案書の審査・評価を実施し、本業務に最適な者を契約相手方として選定する方式をいう。

本プロポーザルは、具体的な取組方法について提案（プロポーザル）を求める提案競技とする。

3 業務名

移住体験用住宅改修設計業務及び改修工事

4 業務内容

移住体験住宅清水5号を仕様書により改修設計、改修工事、備品購入設置を行う。

(1) 改修設計業務

改修設計、監理及び見積書作成

(2) 改修工事

住宅改修工事とする。

(3) 備品購入

備品購入を行い設置する。

5 事業金額（契約金額） ※各費目の上限額を超えないこと

改修設計費上限額①	1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）
改修工事費上限額②	5,541,000円（消費税及び地方消費税を含む）
備品購入費上限額③	330,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（参考 合計事業金額上限①+②+③6,971,000円）

6 履行期限

契約締結日から令和6年1月31日まで

7 問い合わせ・書類提出先

〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地

清水町役場 商工観光課 移住定住促進係

電話（0156）62-1156

E-mail machi3@town.shimizu.hokkaido.jp

8 応募者の構成要件

(1) 応募者は、当該移住体験住宅を改修設計及び改修工事することができる企画力、技術力及び経営能力を有する単独企業又は2つの企業で構成されるグループとする。

(2) 応募者は、次の要件を満たす構成員を含むグループであり、グループとして全ての要件を満たしていること。(次の要件を満たせば、1社でも構わない。)

① 応募者の構成員は、当該移住体験住宅の改修設計を行う企業と改修工事を行う企業であること。

② 応募者の代表企業は改修工事を行う企業とし、清水町内に本社、本店、支店又は営業所を有する企業であること。

(3) 応募者は、構成員が本事業を遂行上果たす役割を明らかにするとともに、構成員表に代表企業名及び構成員名を明記すること。

(4) 応募者の構成員のいずれも、他の応募者の構成企業として重複参加していないこと。

(5) 構成員の制限

応募者は、次のいずれかに該当する構成員を含まないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

② 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者。

③ 清水町競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成4年10月1日訓令第20号）13条による指名停止の措置を受けている者。

④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき事務所の閉鎖処分を受けているもの。

⑤ 市町村税を滞納している者。

⑥ 清水町暴力団排除条例（平成24年12月12日条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者。

(6) 応募者は、構成企業が本事業を遂行上果たす役割を明らかにすること。

9 応募者の資格要件等

応募者の構成員の住宅改修設計、改修工事に当たる者の満たすべき資格要件は、次のとおりとする。(単独企業の場合も資格要件は同様とする。)

① 移住体験住宅の改修設計に関する資格要件

・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。

・設計を行う者は、当該移住体験住宅の設計業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有する者であること。

② 移住体験住宅の改修工事に関する資格要件

・令和5年度清水町入札参加資格を有していること。

・建設業法第26条第1項に定める主任技術者を配置できること。

・提案内容と同等工事以上の建築物について請負契約に基づき、改修工事の履行実績があること。

10 応募者の構成員の変更について

応募者登録以降における応募者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合や特に町が認めた場合（指名停止等に該当する場合を除く）、又は資格要件及び応募者の制限等に抵触するような事態が生じた場合は町と協議を行い、町が承諾した場合に限り、構成員の変更及び追加を行うことができる。

尚、この場合にあっても代表企業の変更は認めない。

また、応募者登録後において、応募を辞退する場合は、速やかに町に申し出ること。

11 スケジュール

1	募集開始	令和5年7月11日
2	質問受付	令和5年7月14日～令和5年7月25日
3	質問回答	令和5年7月26日～令和5年8月14日
4	応募者登録	令和5年8月28日まで
5	設計提案書受付	令和5年9月4日まで
6	プレゼンテーション及び ヒアリング	令和5年9月中旬（予定）
7	審査委員会（選定）	令和5年9月中旬（予定）
8	選定結果の通知	令和5年9月下旬（予定）
9	実施設計・工事費見積書提出の 協定締結	令和5年9月下旬（予定）
10	実施設計・工事費見積書提出	令和5年10月下旬（予定）
11	随意契約	令和5年10月下旬（予定）

※完成引き渡しは、令和6年1月31日までとする。

12 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号等を併記すること。質問提出先は「7 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて清水町ホームページ上で回答を掲載する。

1.3 プロポーザルへの応募手続

以下の書類を令和5年8月28日(月)までに「7 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

清水町入札参加資格者名簿に登録されている構成員は、(5)(6)(7)は不要である。

参加申込後、参加を取りやめる場合は提出期限までに参加辞退届(任意様式)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部(様式1)

(2) 会社概要 1部(様式任意) ※町内企業は不要※構成員が異なる場合は各構成員分必要

(3) 委任状(様式2) 1部 ※構成員が異なる場合は提出必要

(4) 構成員表(様式3) 1部

(5) 登記簿謄本等 1部

・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書

・個人事業主の場合は、代表者身分証明書

(6) 暴力団排除に関する誓約書 1部(様式4)

(7) 納税証明書

本社所在地の市町村民税 1部

(8) 建築士事務所登録通知書の写し 1部 ※改修設計企業

(9) 設計実績表 1部(様式5) ※改修設計企業

1.4 設計提案書等の提出

設計に必要な図面、写真等は応募希望者に別配布するので、「7 問い合わせ・書類提出先」に申し出のこと。

(1) 提出期限

令和5年9月4日(月) 17時まで

(2) 設計提案内容

設計提案は各応募者1提案とし、提案書等の作成に当たっては、仕様書の指示事項等を尊重すること。

(3) 提出書類(設計提案書等)

① 移住体験用住宅改修設計業務及び改修工事に係るプロポーザル設計提案書提出届(様式6) 1部

② 設計提案書(様式は任意) 1部

※仕様書に記載する図面及び設計、施工上の特徴となる事項の説明、見積書等含む

(4) 設計提案書等の規格

「(3) 提出書類」は、日本産業規格A4で作成する。なお、A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(5) 提出方法

「(1) 提出期限」までに「7 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。
なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

(6) その他、注意事項

- ① 提案書は見やすいもの、わかりやすいものとする。
- ② 本要領に示す目的・趣旨を達成するため、各事業金額の上限額の範囲でできる限りの提案をすること。
- ③ 提案後の提案内容の修正は一切認めない。
- ④ 設計提案書類等の提出後に、町は、立案者に対し内容に関する照会をすることができるものとする。

1 5 設計提案書等の取り扱い

- (1) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、清水町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、清水町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (3) 提出された設計提案書等は、選定等を行う作業において複製を行う場合がある。
- (4) 提出された設計提案書等は、一切返却しない。

1 6 契約候補者の選定

(1) 審査

契約候補者の選定を適正かつ公平に実施するため、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を庁内に設置する。

(2) 審査方法

審査委員会において、提出された設計提案書等の審査及び評価を行い、最も適した提案を採用し、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

設計提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。その際の日程等については、個別に通知するものとする。

(4) プロポーザル評価基準

設計提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準（別に定める）に基づいて採点等による評価を適用する。

1 7 審査結果の通知

- (1) 選定された提案書等の提出者（以下「選定者」という。）に対して、「選定通知書」により通知する。

- (2) 選定されなかった提案書等の提出者に対しては、「非選定通知書」により通知する。
- (3) 清水町は、選定者と実施設計書提出及び工事費見積書提出の協定を締結する。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

1 8 契約等

- (1) 選定者と町との間で、提案内容について、仕様書の細部を協議上、実施設計書及び工事費見積書の提出を町が受け、問題がなければ随意契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては完成後、代表企業等の請求により、グループ企業の口座へ支払いを原則とする。(詳細は別途協議)
- (3) 契約は改修設計、改修工事、備品購入各々の契約となる。

1 9 設計提案書等の提出者の失格要件

設計提案書等の提出者が次のいずれかに該当する場合は、失格とし、提案を行うことができないものとし、既に提出された設計提案書等を無効とする。

なお、選定者が提案資格を喪失した場合は、次点の者を採用者として手続きを行う。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (2) 価格提案書の内容が各費目（改修設計費・改修工事費・備品購入費）の上限額を超えている場合。
- (3) 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合。ただし、事前に出席できない理由を明示した書面での届出があり、その理由がやむを得ないものと審査委員会が認める場合は、この限りでない。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合。
- (6) その他、審査委員会において不相当と認められる場合。

2 0 その他

- (1) 提出要請者は、提案書作成のために本町から提供を受けた資料等を、本町の了解なしに公表又は使用してはならない。
- (2) プロポーザルへの応募手続、設計提案書等の作成及び提出等に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 書類の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、日時は日本の標準時、単位は計量法（平成4年法律51号）によるものとする。